

# 食品衛生通信

令和2年度10・11月号

～ 10・11月の目標 ～

## 生食用かきの販売には届出が必要です!!

生食用かきを販売する場合は、年度ごとに保健所への届出が必要です。届出後に交付する「生食用かき取扱い届出済ステッカー」を店内に掲示してください。食中毒予防のため、生食用かきの取扱いにも細心の注意を払いましょう。

### 届出に必要な書類

届出に必要な書類は生食用かきの仕入れ方法によって異なります!

#### ○加工者から直接仕入れる場合

届出様式1※、生食用かきの自主検査成績書、表示見本

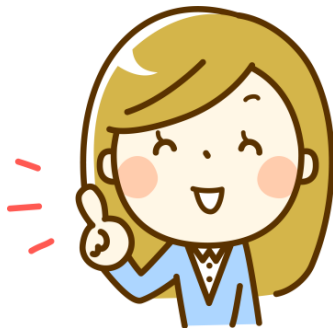
#### ○市場などを經由して仕入れる場合

届出様式2※のみ

※届出様式は保健所でお渡しします。東京都HP「食品衛生の窓」からもダウンロードできます。



### 生食用かきを取扱う際の注意点



- 適正な表示がされているか確認する
- 仕入先及び購入年月日等を把握する
- 10℃以下で保存する
- 加熱調理用カキとは販売区画を分ける
- 必ず表示期限内に販売する
- 購入者に表示期限内の消費を呼びかける

問合せ先

島しょ保健所大島出張所

TEL 04992-2-1436

島しょ保健所大島出張所新島支所

TEL 04992-5-1600

島しょ保健所大島出張所神津島支所

TEL 04992-8-0880

島しょ保健所三宅出張所

TEL 04994-2-0181

島しょ保健所八丈出張所

TEL 04996-2-1291

島しょ保健所小笠原出張所

TEL 04998-2-2951